

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

東京社保協

検索



7月独法化中止の署名を広げよう! 都立病院は東京都直営のままで!



第一回定例都議会に小池都知事が提案した「東京都立病院条例を廃止する条例」、都立・公社病院への計上を6月末までとする予算案は、自民・公明党・都ファなどの賛成多数で可決されました。

私たちが取り組んできた「都立病院を廃止するな！独法化中止」請願が厚生委員会で審議される3月15日には、370名を超える人々が「都議会包囲大行動」を行い、請願を採択せよとシュプレヒコールをあげました。請願は、日本共産党、立憲民主党、自由を守る会の賛成少数で不採択となりました。

この間の都議会審議の中で、都民にとって都立・公社病院を独法化しなければならない合理的根拠を都側は全く示すことができませんでした。そればかりか、独法化提案の手続き自体が地方自治法違反であったこと、都は国が進める公立・公的病院の再編統合方針に積極的に応え、今後、都立・公社病院の再編・統合や病床機能の転換に筋道をつけたことが鮮明となりました。

コロナ禍の中で大きな役割を果たしている病院を地方独立行政法人に移行して、約7千人の都職員を減らし、約7千病床を採算優先の運営していく提案をした小池都知事、それに同意した都議会会派の態度は、東京の医療体制を弱体化させ、都として都民のいのちと健康を守る役割を投げ捨

てたものとして、後世からも大きく非難されることになるでしょう。

独法化実施は7月からです。最後まで都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止させるために、新たな署名の取り組みをすでに開始しています。まだまだこの状況が多くの都民には知られていません。「都立病院は直営のままで、独法化は中止！」の世論をさらに広げましょう。

請願署名累計は、57,511筆

3月4日午後に14,593筆を3回目分、7日に455筆を最終として請願署名を提出しました。都立病院の充実を求める連絡会は、署名への協力訴えの声を流しながら、都内を宣伝カーで駆け巡りました。島嶼からも7百筆近くの署名が届きました。1筆2筆と集めた個人からの署名用紙郵送もこの3カ月間に147通届きました。



東京社保協総会

日時 4月16日(土)10~15時半

会場 けんせつプラザ東京5階とWeb

講演 岸田政権下の社会保障をめぐる情勢と今後の運動力点

-タイムテーブル-
10時~ 講演学習
13時~ 第52回総会

講師
井口克郎
神戸大学大学院 准教授

どなたでもご参加ください。右のQRコードもしくは、FAXで東京社保協へ参加の申し込みをお願い致します。
また、各加盟団体からは最低でもお一人はご参加ください。



都立・公社病院を「地方独立行政法人」へ、何が残るのか、何を続けるのか

安達 智則（都留文科大学・健和会医療福祉調査室）

3月25日、都議会では、「都立病院を廃止する条例」が、自民・公明・都民ファーストの賛成で可決された。行政組織を変えること、職員の身分を変更することなどについての条例も可決された。

2022年3月25日は、都民のための医療をめぐる都政史に、「汚点」を残す結果となった。都立病院の存続を願う人々による東京全体の運動は、都政を揺さぶってきた。その証拠として、注意したい条例もあった。

「地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例」

7月以降の東京都立病院機構の財産管理（都立病院の財産処分）については、議会の関与のルートができた。この条例では、2億円を基準額として、財産処分の時には、行政権限だけではなく、都議会にも諮問・議決を要すると解釈もできよう。勘ぐれば、2億円以下の都立病院・公社病院の財産（これまでの都民の税金の集合）については、いつでも処分できる権限を東京都は手に入れたとも言える。

「地方独立行政法人東京都立病院機構

貸付事業会計条例」

懸念されたことの一つとして、地方独立行政法人化された場合の資金繰りのことがあった。巨大な医療専門家集団と14の病院をかかえ、最先端の技術の導入も進めていくためには、400億円の行政医療（総務省の繰入基準を参考）費だけでは、不足するであろう、という懸念である。古くなっている病院の維持補修費や立て替え費用は、どこから工面するのか。東京都からか、金融機関からか。ゼネコンが力ねをだすのか・・・。そうしたことも予想して、東京都の財政システムを変更した。これまででは、公営企業会計として都立病院の財政は管理されていた。

7月独法化は中止！ 第4次署名を開始しました

署名は、5月中旬までの取り組みとなります。都議会へ最終提出日は後日お知らせします。



今後は、この「貸付事業会計」によって、東京都病院機構が資金不足になった場合、東京都一般会計が応援できるシステムとして「（東京都立病院機構のための）特別会計」を設置した。東京都からの「借金」は、「都債」として負債を負うことになる。単純化すれば、「公営企業会計から特別会計」への移動である。東京都は、東京都病院機構に、資金援助するルートを用意した。

このように都立病院廃止条例だけではなく、財産管理の明文規定・不足する財政補填の仕組みもつくりた、つくらざるを得ない、状況に東京都は直面したのであった。

都民むけの「演出効果」か？

さらに都民の批判にさらされたのは、地方独立行政法人化すれば、都民の医療が後退する。地方独立行政法人化へと先行した健康長寿医療センターでは、入院費等患者負担は増えた。看護師不足のために当局も組合も「看護師増やせ」で一致していた。医療現場は、崩壊の危機と闘い続けていた。都民の医療提供は、後退することはある前進することはない、都民世論は受け止めたからこそ、反対運動は東京都全域への広がりがでてきたのだった。

2月23日付の日経新聞は、「パーキンソン病専門外来、都立神経病院、7月開設」の見出しを付けた記事を掲載した。7月、新しい地方独立行政法人病院の一つになる神経病院は、「パーキンソン病・運動障害疾患センター」を開設するというのだ。

東京都が「演出効果」を狙っていることは、明々白々である。地方独立行政法人化になども都民医療が後退するのではなく、「新しい取り組み」も始めるのです、という「演出効果」である。

何か、世論を惹きつけることがなければ、都政は都民の世論で包囲されたままとなる。その批判を少しでも緩和するために、手を打ってきた、打たざるを得ない、状況に東京都は直面していたのである。

何が残るのか、何を続けるのか？

公立病院を守り、充実させていく社会運動としては、戦後医療運動史の1ページを飾るであろう。それは、都立病院の地域・地域に「都立病院を守り、

充実させる」運動が起こり、継続されていることがある。都政の医療問題が、地域の医療問題となり、都民が立ち上がって、これほどねばり強く継続している都民運動は、空前絶後であろう。それほどまでに都立病院の果たしてきた役割は大きい証左である。

東京都全体のまともな世論は、都立・公社病院の地方独立行政法人化は、都民医療を後退させるために反対であるという歴史的知性を刻み、地域単位の運動も続いている。政治家には、コロナ禍の公的医療機関の重要性も再認識されている。

都立病院の廃止条例が議決されたとは言え、7月移行までは都立病院はそのままである。当面は、7月移行期まで「都立病院に戻せ」の世論をひろげていくことが最大のスローガンになるだろう。たとえ東京都立病院機構に移行したとしても、政治勢力の変化が生まれれば、都立病院へ戻せる法的根拠もある。地方独立行政法人法「第三十条」は、「国・地

方公共団体・他の地方独立行政法人・民間主体」に戻す規定がある。

社会的弱者を救済する医療制度として「無料低額診療」がある。都立病院は、この「無低診」活動をすべきである、と政策提言の一つにあった。まだ実現していない。パーキンソン病の専門窓口はできるかも知れないが、未解決難病で苦しんでいる人々は救済されない。パンデミック対応の専門病院建設も、大多数の人が賛成するだろう。

つまり社会的共通資本としての医療研究を含めたシステムは、未完成である。未完成をより前進させていくためには、診療報酬内で営利を出す民間ではなく、都民の税金を使って必要な医療を提供できる都立病院が、その任にふさわしい。従って、たとえ地方独立行政法人化されても、都立病院に戻す運動を継続することこそ、私たちの崇高な歴史的任務であると信じてやまない。

各地域・団体の取り組み

窓口負担2倍化中止を!! 蒲田駅頭宣伝 大田社保協



3月20日の春分の日に、区内の他団体にも呼びかけ、J R 蒲田駅

西口で1時間の宣伝行動を行いました。当日は23名が行動に参加、日本高齢期運動連絡会が作成した横断幕を目立つように広げ、各団体が代わるがわるハンドマイクを握り訴えました。

年金者組合作成のポスターや新婦人からは手作りのプラカードなどでアピール、東京高齢期運動連絡会のカラーチラシ100枚と全国保険医団体連合会のミニ署名ティッシュ225個を配布しました。

今年75歳になるという男性は、「我々は、団塊の世代一期生。やっかいもののように言われる。頑張って」と署名に応じてくれました。また、若い方でも訴えを聞いて署名に応じ、コロナ禍にも関わらず82筆の署名が集まりました。

大田社保協では、昨年12月に区内の65歳以上の高齢者の1割に当たる署名（1万6,500筆）を集めようと決めましたが、目標の1割に留まっています。今回の宣伝を契機として引き続き、署名・宣伝行動に取り組み、7月の参議院選挙の大きな争点に押し上げていきたいと思います。

<大田社保協事務局 長澤さんより>

第13回総会・学習会を開催 介護をよくする東京の会

3月5日、介護をよくする東京の会は、総会・学習会を会場とオンライン併用で開催し、27名が参加しました。よくする会では、介護の専門性を社会的な認識していく事が、介護保険制度を充実させ、介護職の待遇改善に繋がってゆくとの認識から、それに関するテーマとして、国際医療福祉大学の小嶋章吾教授に「介護の専門性を可視化する～生活支援

社会保障誌をご購読ください

○定期購読（年6回）
3,000円+税（送料別）
1部500円+税（送料別）

○申込みは中央社保協ホームページ
もしくは下記東京社保協へ
Tel 03-5395-3165
Fax 03-3946-6823

記録法にも触れながら～」と題した講演をお願いしました。小嶋教授は、介護保険制度が始まって、それまでのホームヘルパーによる「相談支援」が介護報酬として評価されなくなってしまった。利用者の日常生活での多様な側面を援助目標に沿った意図的なコミュニケーション＝生活場面面接として活用できれば、持てる力を高めるのに有意なケアができる。そのための「生活支援記録法：F-SOAP」を研究開発してきたと、日常生活での例題を示しながら説明しました。記録によって、利用者の現状やケアが見える化され、医療やチームケアでの情報共有化や専門性の発信につながることが理解できました。

総会では、1年間のまとめと介護保険制度改悪をさせない取り組みとともに、制度の抜本的改革提言を普及させてゆく方針を確認しました。

有罪破棄、高裁差し戻し最高裁判決 外科医師を守る会

2月18日、最高裁第二小法廷は、乳腺外科医師えん罪事件において、外科医師を懲役2年の実刑とした高裁判決を破棄し、審理を高裁へ差戻す判決を出しました。最高裁での逆転を勝ちとるために、無実を訴え続けた外科医師とご家族、たゆまぬ努力と献身的な弁護活動を継続された弁護団、10万筆を超える署名や募金で運動を支えていただいた全国の支援者、医療関係者、諸団体の皆さんに心から御礼を申し上げます。

最高裁自ら外科医師を無罪としなかったことはきわめて遺憾ですが、差戻し判決自体は稀なことであり、高裁での無罪獲得に向けた重要な一步です。

最高裁は、DNA検査に関して「審理を尽くすため高裁に差戻す」としました。しかし、科搜研は検査の根拠となるデータやDNA抽出液も廃棄しており、検証は不可能です。まさに「疑わしいときは被告人の利益に」との



刑事裁判の鉄則を投げ捨て、科学的に検証できない事を審理せよというのは、6年にわたり様々な苦難の中で無実を訴え続けた外科医師と家族にいっそうの犠牲を強いるものでしかありません。本来、最高裁に求められていたのは、「科学的証拠」とは何か、それを用いた裁判のあり方について一定の指針を示すことでもあったはずです。刑事裁判の鉄則に背を向け、差戻したこととは最高裁の存在意義の自己否定だと言わざるを得ません。

この様に理不尽な差戻しでもあります、法廷内外の力をあわせて、刑事事件の有罪率千分の一に穴を開けたことに確信を持って、外科医師とその家族が一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、無罪判決を勝ちとるため、引き続きいっそうのご支援を心よりお願い申し上げます。

巣鴨駅前「4の日」宣伝行動

3月14日昼
巣鴨駅頭にて定例の「4の日」宣伝を行い、14名が参加しました。今回はいのち署名とともに



に、ロシアの武力侵略に反対し、ウクライナ支援の募金も呼びかけました。ティッシュ500個を配布しながら声をかけ、机の上に並べた署名用紙への記入を呼びかけ、20筆が寄せられました。

「4の日」定例宣伝行動 巣鴨駅前

状況により中止の場合もあります

・4月14日(土)12~13時
・5月14日(土)12~13時

シンポジウム～今こそ、 生活保護をあたりまえの権利に

4月9日(土)13時半～ ZOOMにて
主催:大阪弁護士会／要事前申し込み ⇒

長引くコロナ禍で生活保護の役割が高まる中、国も「生活保護の申請は権利」という広報を始めました。しかし一方で、親族への過剰な扶養照会や申請時の同席拒否など、問題のある保護行政の対応が相次いでいます。～他の自治体の取り組みに学ぶ中で、生活保護をあたりまえの権利にするためには何が必要か、参加者の皆さんとともに考えたいと思います。